

韓国の商標法改正について

崔達龍国際特許法律事務所

弁理士 崔 達龍



崔達龍国際特許法律事務所は1999年に創立された。日本企業の出願等を専門に扱っているため、ホームページ(www.choipat.com)には韓国知財関連法令の和訳を掲載している。崔達龍氏は所長弁理士であり、専門は半導体・電子・通信・機械分野である。

【概要】

韓国において、指定商品の一部のみに拒絶理由がある場合、拒絶理由に該当しない残りの指定商品について登録を受けることができるようにする「部分拒絶制度」、既存の拒絶決定¹不服審判以外に新しい不服手段としての「再審査請求制度」、オンライン流通行為を商標の使用行為に含ませる「商標使用行為の類型拡大」を導入する商標法改正案が2022年1月11日に国会を通過し、2022年2月3日に公布され、公布後1年が経過する2023年2月4日から施行される。ただし、商標使用行為の類型拡大は、公布後6か月が経過した時(2022年8月)から施行されている(法律第18817号、付則第1条参照)。

これら商標法改正の主な内容は、下記のとおりである。

【詳細及び留意点】

1. 「部分拒絶制度」の導入

1-1. 主要改正内容

本改正商標法の施行前は、商標登録出願の一部の指定商品だけに拒絶理由があり、出願人が拒絶理由となっている指定商品を削除するか補正しない場合、拒絶理由がない指定商品を含め、商標登録出願全体について拒絶決定されていた。

しかし、改正商標法の施行により、一部の指定商品だけに拒絶理由がある場合、出願人が指定商品の削除等の別途の措置を取らなくても、拒絶理由がある指定商品

¹ 韓国において日本の「査定」に対応するものは「결정」(決定)であり、韓国特許法の和訳においても「決定」と表記されていることから、「査定」ではなく「決定」と表記する。

のみ拒絶され、拒絶理由がない指定商品について商標登録を受けることができるようになった（商標法第 54 条）。

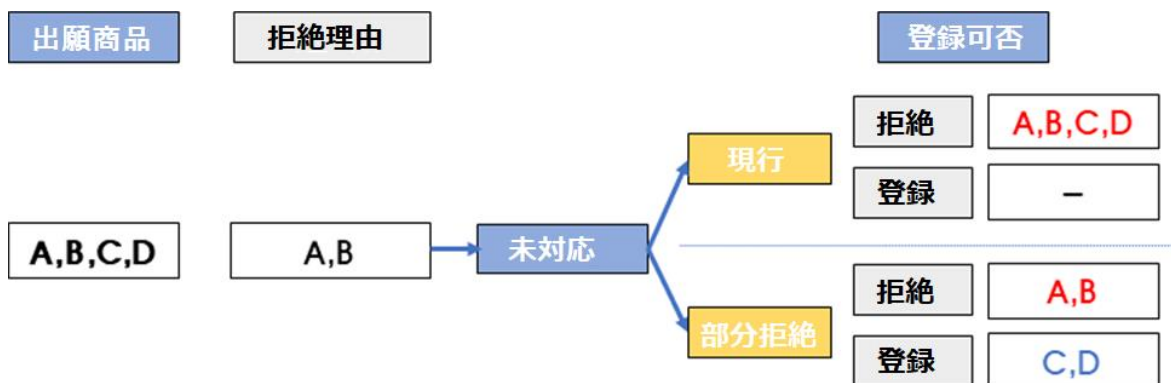
また、拒絶決定に対する不服審判請求の際は、指定商品全体に対する審判請求のみが可能だったが、拒絶決定された一部の指定商品のみを対象としても不服審判請求ができるようになり、審判請求対象の指定商品のうちの一部を審判請求から取下げることとも可能となった（商標法第 116 条、第 148 条）。

上記一部拒絶対象の指定商品の区分は「類似商品審査基準」に基づいて基本的に類似群コードを参考とするが、商品の属性である品質、形状、用途と生産部門、販売部分、需要者の範囲等の取引の実情等、一般取引の通念による判断基準を適用するものとみられる（類似商品審査基準第 10 条）。また、一部の指定商品だけに拒絶理由がある商標登録出願の出願公告および登録決定は、拒絶理由がある指定商品の拒絶決定が確定した後可能となる（商標法第 57 条、第 68 条）。

したがって、拒絶理由がない指定商品について早期の登録が必要な場合、従来のように当該指定商品の削除および補正または分割出願を利用することもできる。

分割出願は、「拒絶決定が確定するまで」、「再審査を請求する場合はその請求期間」および「拒絶決定に対する審判を請求する場合はその請求日から 30 日以内」等の商標法第 40 条第 1 項および第 41 条第 1 項各号で定められた期間内で行うことができる。分割出願は新たな出願番号の付与を受け、分割前の地位を有する（商標法第 45 条）。

図 1：部分拒絶制度導入前後の比較 <韓国特許庁 2022.1.11 報道資料引用>



1-2 参考：部分拒絶制度の重要関連条文（抜粋）

●商標法第54条（商標登録拒絶決定）

審査官は、商標登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合には、商標登録拒絶決定をしなければならない。この場合、商標登録出願の指定商品の一部が次の各号のいずれかに該当する場合には、その指定商品に対してのみ商標登録拒絶決定をしなければならない。

●商標法第57条（出願公告）第1項

審査官は、商標登録出願に対して拒絶理由を発見することができない場合（一部指定商品に対して拒絶理由がある場合には、その指定商品に対する拒絶決定が確定された場合をいう。）には、出願公告決定をしなければならない²。

●商標法第68条（商標登録決定）

審査官は、商標登録出願に対して拒絶理由を発見することができない場合（一部指定商品に対して拒絶理由がある場合には、その指定商品に対する拒絶決定が確定された場合をいう。）には、商標登録決定をしなければならない。

●商標法第116条（拒絶決定に対する審判）

第54条による商標登録拒絶決定、指定商品追加登録拒絶決定又は商品分類転換登録拒絶決定（以下“拒絶決定”という）を受けた者が不服する場合には、その拒絶決定の謄本の送達を受けた日から3か月以内に拒絶決定された指定商品の全部または一部に関して審判を請求することができる。

●商標法第148条（審判請求の取下げ）第2項

2以上の指定商品に関して、第116条による拒絶決定に対する審判や第117条第1項、第118条第1項又は第214条第1項による無効審判が請求された場合には、指定商品ごとに審判請求を取下げることができる。

² 何人も、公告決定から2か月以内に異議申立を行うことができる（商標法第60条）。また、審査官は職権で拒絶決定をすることができる（商標法第67条）。

2. 「再審査請求制度」の導入

2-1. 主要改正内容

本改正商標法の施行前は、審査官の商標登録拒絶決定に対しては、拒絶決定不服審判請求のみが可能であった。このため、拒絶決定の理由を簡単に解消することができる場合であっても、必ず審判を介さなければ克服できなかった。

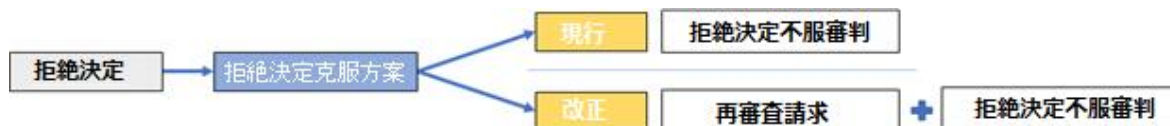
しかし、本改正商標法の施行後は、不服審判請求以外に審査官に再審査を請求できる手続きが新設され、出願人がより簡便に拒絶決定を克服できるようになる。

つまり、指定商品、商標の補正により拒絶理由を解消できる場合に限り、審判請求期間内に補正書提出とともに再審査を請求することができる。再審査の結果、拒絶理由が解消すれば審査官は拒絶決定を取消し、出願公告決定をする。

再審査による拒絶決定の場合、または拒絶決定不服審判を請求した場合は、再審査請求することはできない。なお、再審査請求は取下げることができない。

また、再審査によって拒絶決定された場合には、拒絶決定不服審判の請求により拒絶決定について争うことができる（商標法第55条の2）。

図2：改正法施行前後の比較＜韓国特許庁 2022.1.11 報道資料引用＞



2-2 参考：再審査請求制度の関連法条文（抜粋）

● 商標法第55条の2（再審査の請求）第1項～第4項

①第54条による商標登録拒絶決定を受けた者は、その決定謄本の送達を受けた日から3か月（第17条第1項により、第116条による期間が延長された場合には、その延長された期間をいう。）以内に指定商品または商標を補正して該当商標登録出願に関する再審査を請求できる。ただし、再審査を請求するとき、既に再審査による拒絶決定があったり、第116条による審判請求がある場合には、この限りではない。

②出願人は第1項による再審査の請求とともに意見書を提出できる。

③第1項により再審査が請求された場合、その商標登録出願に対して従前になされた商標登録拒絶決定は取消されたものとみなす。ただし、再審査の請求手続が第18条第1項により無効となった場合には、この限りでない。

④第1項による再審査の請求は取下げできない。

3. 「商標使用行為の類型拡大」

3-1 主要改正内容

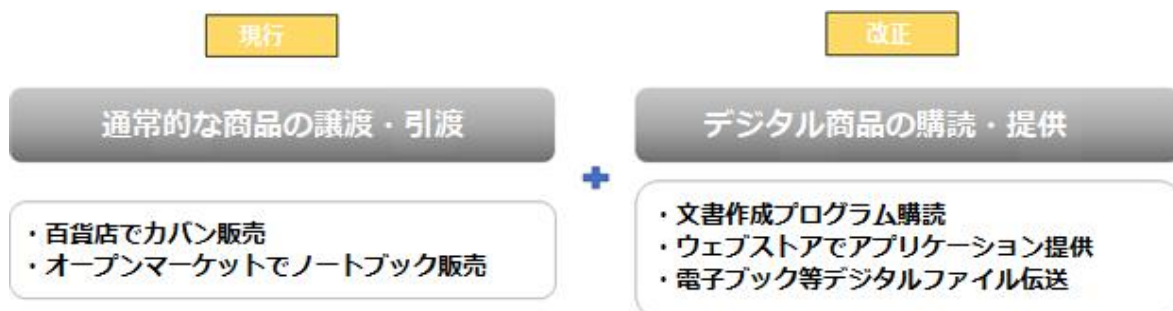
本改正法の施行前には、商標の使用は通常の商品の占有移転を前提とする譲渡、引渡等に限定されていたため、オンライン上で提供されるデジタル商品の流通行為は「使用行為」と認められていなかった。

しかし、本改正法の施行後は、商標が表示されたものを電気通信回線を介して提供する行為、またはこれを目的として展示・輸入・輸出する行為が商標法上の商標使用に含まれることとなった（商標法第2条第1項第11号）。

したがって、ソフトウェア、コンピュータープログラム、電子書籍、顔文字等、デジタル商品に商標を表示して利用権を販売する行為等、デジタル商品の購読および提供等も使用に含まれることとなった（韓国特許庁 2022年1月11日報道資料）。

改正法がデジタル商品のオンライン流通を商標の使用行為として規定することになったため、商標権がオンラインで侵害されているかの有無や、不使用取消審判においてオンライン上のデジタル商品の流通行為が商標の使用に該当するか否かに注意する必要があると思われる。

図3：現行法と改正法の比較＜韓国特許庁 2022.1.11 報道資料引用＞



3-2 参考：商標の使用行為の類型拡大の関連条文（抜粋）

- 商標法第 2 条（定義）第 1 項第 11 号第ロ号

商品又は商品の包装に商標を表示したものを譲渡・引き渡したり、電気通信回線を通じて提供する行為またはこれを目的に展示したり輸出・輸入する行為

4. まとめ

本改正商標法の施行後は、商標出願についての意見提出通知書（拒絶理由通知書）を受け取った場合、以前に比べてさらに容易に登録を受けられることが期待され、デジタル空間における商標使用、または、電気通信回線を通じての提供行為を商標の使用として明文化されることにより、デジタル商品取扱いの環境変化が法律に反映されることになったという点に意味があると思われる。

【ソース】

韓国商標法（法律第 18817 号／2022 年 2 月 3 日改正）

[https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%83%81%ED%91%9C%EB%B2%95/\(18817,20220203\)](https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%83%81%ED%91%9C%EB%B2%95/(18817,20220203))

韓国商標法（日本語訳）

http://www.choipat.com/menu31.php?id=26&ar_date=2022/02/03#2022/02/03

類似商品審査基準（特許庁例規第 123 号／2021 年 12 月 27 日改正）

[https://www.law.go.kr/행정규칙/유사상품심사기준/\(123,20211227\)](https://www.law.go.kr/행정규칙/유사상품심사기준/(123,20211227))

韓国特許庁報道資料 2022.1.11 配布（2022.1.12 作成）

<https://www.kipo.go.kr/ko/kpoBultnDetail.do?aprchId=BUT0000029&keyword=&menuCd=SCD0200618&ntatcSeq=19387&pageIndex=1&searchCondition=1&sysCd=SCD02>

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）